

ハラスメント防止に関する基本方針及び 業務委託におけるハラスメント防止規程

制定日：令和8年6月29日

一般社団法人 With Blind

代表理事 國宗 優奈

(基本姿勢)

- 第1条 一般社団法人 With Blind(以下「本法人」という。)は、視覚障害のある方、そのご家族、利用者、生徒、保護者、講師、ガイド、フリーランス、職員、ボランティア、取引先その他すべての関係者が、互いの人格と尊厳を尊重し、安心して学び、働き、支援を受け、支援に関わることのできる環境づくりを大切にする。
2. 本法人は、フリーランスに対するハラスメントだけでなく、利用者、生徒、保護者、講師、ガイド、職員、ボランティア、取引先その他すべての関係者に対する一切のハラスメントを許さない。
 3. 本法人の役職員、講師、ガイド、フリーランス、ボランティアその他本法人の活動に関わる者に対して、利用者、生徒、保護者、取引先、外部関係者等からハラスメント又はこれに類する行為が行われた場合にも、本法人は、被害を受けた者の安全、尊厳、就業環境、学習環境及び利用環境を守ることを最優先に対応する。
 4. 前項の行為が確認された場合、本法人は、就業規則、業務委託契約、利用規約、講座受講規約、各種同意事項その他本法人の定めに基づく措置、契約又は利用の停止若しくは解除、関係機関への相談、法令に定められた手続その他必要な措置を、ためらうことなく実施する。
 5. 本法人は、相談者、被害を受けた者、事実確認に協力した者のプライバシーに最大限配慮し、相談又は協力をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 6. 本法人は、誰もが安心して関われる環境を守るため、ハラスメントの防止、早期対応、被害を受けた者への配慮、行為者への適切な対応及び再発防止に継続して取り組む。

(目的)

- 第2条 本規程は、本法人においてハラスメントを防止し、すべての関係者が安心して関わることのできる環境を整備するため、基本方針、禁止行為、相談窓口、相談後の対応、プライバシー保護、不利益取扱いの禁止、再発防止等について定めることを目的とする。
2. 本規程は、特に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス法」という。)に基づき、業務委託の相手方であるフリーランスに対するハラスメント防止措置を整備することを目的とする。
 3. 本規程は、フリーランスに限らず、利用者、生徒、保護者、講師、ガイド、職員、ボランティア、取引先その他本法人の活動に関わるすべての者の安心と安全を守るための基本方針を含むものとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 本法人の代表理事、理事、監事その他役員

- (2) 本法人の正職員、契約職員、パート・アルバイト、派遣労働者その他雇用形態を問わず本法人で働く者
 - (3) 本法人から業務委託を受ける講師、ガイド、専門職、外部協力者その他のフリーランス
 - (4) 本法人と業務委託契約の締結に向けて交渉中の者
 - (5) 本法人のサービスを利用する利用者、生徒、保護者、家族、支援者
 - (6) 本法人のイベント、講座、研修、面談、交流会、オンラインコミュニティ等に参加する者
 - (7) 本法人の取引先、連携団体、委託先、協力者その他関係者
2. 本規程は、対面での言動だけでなく、電話、メール、チャット、SNS、オンライン会議、業務連絡ツール、メッセージ機能、報告書、申込フォーム、アンケート、ロコミ投稿その他あらゆる連絡手段による言動に適用する。

(定義)

第4条 本規程における「ハラスメント」とは、相手の人格、尊厳、名誉、信用、就業環境、学習環境、利用環境又は活動環境を害する言動をいう。

2. ハラスメントに該当するかどうかは、行為者の意図だけで判断するものではなく、言動の内容、回数、態様、当事者間の関係、業務上又は活動上の必要性、相手に与えた影響、周囲への影響等を総合的に考慮して判断する。
3. 業務上必要かつ相当な範囲で行われる指示、注意、助言、契約条件に関する通常の協議、学習上必要な指導、サービス提供上必要な確認等は、直ちにハラスメントに該当するものではない。ただし、その態様が人格を否定するもの、威圧的なもの、執拗なもの、不合理なもの、又は相手の尊厳を傷つけるものである場合は、ハラスメントに該当し得る。

(業務委託におけるハラスメント)

第5条 本規程における「業務委託におけるハラスメント」とは、本法人の業務委託に関して、フリーランス又は契約交渉中の者に対して行われる、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメントその他これらに類する行為をいう。

2. 本規程における「フリーランス」とは、本法人から業務委託を受ける個人又は法人であって、フリーランス法上の特定受託事業者又は特定受託業務従事者に該当し得る者を含むものとする。
3. 本規程における「業務委託に関して行われる言動」とは、業務委託に係る業務を遂行する場所又は場面で行われる言動をいう。対面での言動だけでなく、電話、メール、チャット、SNS、オンライン会議、業務連絡ツール、報告書、メッセージ機能等を通じた言動も含む。

(セクシュアルハラスメント)

第6条 本規程における「セクシュアルハラスメント」とは、業務委託その他本法人の活動に関して行われる性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えること、又は性的な言動により相手方の就業環境、学習環境、利用環境又は活動環境を害することをいう。

2. セクシュアルハラスメントは、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も対象となる。また、相手方の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であれば該当し得る。

(妊娠・出産等に関するハラスメント)

第7条 本規程における「妊娠・出産等に関するハラスメント」とは、妊娠したこと、出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務その他本法人の活動を行えないこと、行えなかったこと、又は能率が低下したこと等に関する言動により、相手方の就業環境、学習環境、利用環境又は活動環境を害することをいう。

2. 妊娠、出産、育児又は介護と業務の両立に関する配慮の申出をしたこと、又は配慮を受けたことに関する言動により、相手方の就業環境、学習環境、利用環境又は活動環境を害することも、前項のハラスメントに含む。
3. 業務分担、安全配慮、利用者対応、契約内容の確認等の観点から、客観的に見て業務上必要かつ相当な範囲で行われる言動は、ハラスメントには該当しない。

(パワーハラスメント)

第8条 本規程における「パワーハラスメント」とは、業務委託その他本法人の活動に関して行われる、取引上、業務上、活動上又は関係性上の優越的な関係を背景とした言動であって、業務、学習、支援、サービス利用又は活動を行う上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方の就業環境、学習環境、利用環境又は活動環境を害することをいう。

2. 客観的に見て、業務遂行上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示、助言、注意、確認、契約条件に関する通常の協議は、ハラスメントには該当しない。

(共通の禁止行為)

第9条 本法人の活動に関わるすべての者は、相手の立場や特性を尊重し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 人格、尊厳、名誉又は信用を傷つける言動
- (2) 暴言、脅迫、威圧、侮辱、名誉毀損、執拗な叱責
- (3) 身体的な攻撃又は危険を感じさせる行為
- (4) 性的な言動、性的な関係の強要、性的な噂の流布
- (5) 妊娠、出産、育児、介護、障害、疾病、通院、家庭状況等に関する否定的又は配慮を欠く言動
- (6) 本人の同意なく、障害、病歴、家庭状況、性的指向、性自認、不妊治療その他の機微な個人情報第三者に伝える行為
- (7) 正当な理由のない無視、排除、孤立化又は連絡拒否
- (8) 業務、学習、支援又はサービス利用に必要な範囲を超えて、私生活に過度に立ち入る行為
- (9) SNS、口コミ、インターネット上で相手の名誉又は信用を傷つける投稿をする行為
- (10) 相談、申出、意見表明又は事実確認への協力を理由とする不利益な取扱い
- (11) その他、相手の就業環境、学習環境、利用環境又は活動環境を害する行為

(フリーランスに対する禁止行為)

第10条 本法人の役職員等及び業務委託に関わる者は、本法人との間で業務委託契約を締結したフリーランスに対し、次に掲げる行為を行ってはならない。業務委託契約の締結に向けて交渉中の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

- (1) 性的な冗談、からかい、質問又は発言をすること
- (2) 性的な内容の噂を流布すること
- (3) 食事、交際、デート等へ執拗に誘うこと
- (4) 身体へ不必要に接触すること
- (5) わいせつな画像、動画、文章等を閲覧させ、配布し、又は掲示すること
- (6) 性的な言動により、フリーランスの就業意欲を低下させ、又は能力の発揮を妨げること
- (7) 交際又は性的な関係を強要すること
- (8) 性的な言動に対する抗議、拒否、相談等を行ったフリーランスに対し、契約の解除、報酬の減額、案件の不提供、不利益な評価その他の不利益を与えること又は示唆すること
- (9) 妊娠、出産、妊娠又は出産に起因する症状を理由として嫌がらせをすること
- (10) 妊娠、出産、妊娠又は出産に起因する症状を理由として、契約の解除、報酬の減額、案件の不提供その他の不利益な取扱いを示唆すること
- (11) 妊娠、出産、育児又は介護と業務の両立に関する配慮の申出を妨げること
- (12) 配慮の申出をしたこと又は配慮を受けたことを理由として嫌がらせをすること
- (13) 配慮の申出をしたこと又は配慮を受けたことを理由として、契約の解除、報酬の減額、案件の不提供その他の不利益な取扱いを示唆すること
- (14) 殴打、足蹴り、物を投げつける等の身体的な攻撃を行うこと
- (15) 脅迫、名誉毀損、侮辱、人格を否定する発言、ひどい暴言、執拗な叱責等の精神的な攻撃を行うこと
- (16) 正当な理由なく、業務上必要な連絡から外す、無視する、孤立させる等、人間関係から切り離すこと
- (17) 業務委託契約上明らかに不要なこと、遂行不可能なこと、又は契約内容と著しく異なることを強制すること
- (18) 明確な基準を示さず、嫌がらせのために成果物の受領を繰り返し拒むこと、又は不相当なやり直しを強要すること
- (19) 合理的な理由なく、契約上予定されていた業務や役割を与えないこと
- (20) フリーランスの性的指向、性自認、病歴、障害、家庭状況、妊娠・出産、育児、介護、不妊治療その他の機微な個人情報について、本人の了解を得ずに第三者に伝えること
- (21) 私的なことに過度に立ち入ること
- (22) 通常取引上の協議の範囲を超えて、報酬の不払い、減額、契約解除等を繰り返し示唆し、又は威圧的に迫ること
- (23) その他、取引上の優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超え、フリーランスの就業環境を害する行為を行うこと

(本法人関係者に対するハラスメントへの対応)

第11条 利用者、生徒、保護者、取引先、外部関係者等は、本法人の役職員、講師、ガイド、フリーランス、ボランティアその他本法人の活動に関わる者に対して、ハラスメント又はこれに類する行為を行ってはならない。

2. 本法人は、前項の行為を把握した場合、被害を受けた者の意向、安全、心身の状況、就業環境、学習環境及び利用環境に最大限配慮し、必要に応じて次の措置を講じる。

- (1) 行為者への注意、警告又は改善要請
- (2) 連絡方法、担当者、対応者又は実施方法の変更
- (3) 面談、授業、外出支援、イベント、講座等への参加制限
- (4) サービス利用の一時停止又は終了
- (5) 業務委託契約、利用契約、受講契約その他契約の解除
- (6) 関係機関、行政機関、警察、弁護士その他専門機関への相談又は通報
- (7) 民事上又は刑事上の手続その他法令に定められた手続
- (8) その他、被害を受けた者を保護し、安心して業務又は活動を継続するために必要な措置

2. 本法人は、障害の有無、年齢、疾病、家庭状況、利用サービスの性質その他個別の事情に配慮しながら対応する。ただし、個別事情への配慮は、ハラスメント行為を容認するものではない。

(フリーランスからの配慮の申出への対応)

第12条 本法人は、フリーランスから、妊娠、出産、育児又は介護と業務の両立に関する配慮の申出があった場合、当該フリーランスの状況、業務内容、契約内容、利用者への影響、代替手段の有無等を踏まえ、必要な配慮について誠実に協議する。

2. 配慮の例として、業務実施日の変更、業務量の調整、オンライン対応への変更、連絡方法の調整、納期の調整、担当業務の一時的な見直し等が考えられる。ただし、個別の事情に応じて、実施可能な対応を検討する。

3. 本法人は、配慮の申出をしたこと又は配慮を受けたことを理由として、当該フリーランスに不利益な取扱いを行わない。

4. 本法人は、障害、疾病、通院、家族状況その他の事情により、業務遂行上の調整が必要な旨の申出があった場合も、可能な範囲で相談に応じ、安心して業務を行える方法を検討する。

(相談窓口)

第13条 業務委託におけるハラスメント、その他本法人の活動に関するハラスメント、配慮の申出、苦情、情報提供に関する相談窓口は、次のとおりとする。

相談窓口：一般社団法人 With Blind 相談窓口

メールアドレス：service@with-blind.com

相談窓口責任者：代表理事 國宗 優奈

2. 相談窓口は、実際にハラスメントが発生している場合だけでなく、ハラスメントに該当する可能性がある場合、放置すれば就業環境、学習環境又は利用環境が悪化するおそれがある場合、ハラスメントに当たるかどうか判断が難しい場合も含め、広く相談を受け付ける。

3. 相談は、被害を受けた本人に限らず、ハラスメントを見聞きした者、相談を受けた者、業務上又は活動上関係する者も行うことができる。
4. 氏名を伏せた相談を希望する場合は、その旨を相談時に記載することができる。ただし、具体的な事実確認や相手方への対応を行うために、追加情報の提供を求める場合がある。
5. 本法人は、業務委託を開始する際、契約書、メール、業務連絡ツール、説明資料、マニュアルその他適切な方法により、フリーランスに対して本相談窓口を周知する。
6. 本法人は、利用者、生徒、保護者、取引先その他関係者に対しても、ホームページ、利用規約、申込時の案内、メールその他適切な方法により、本相談窓口及び本方針を周知する。

(相談を受けた場合の対応)

第14条 本法人は、相談を受けた場合、相談者の意向を確認しながら、必要に応じて次の対応を行う。

- (1) 相談内容の確認
 - (2) 相談者の希望、心情、安全及び健康状態の確認
 - (3) 行為者とされる者への事実確認
 - (4) 必要に応じた関係者への事実確認
 - (5) メール、チャット、契約書、報告書、業務記録、授業記録、利用記録等の確認
 - (6) 被害を受けた者の就業環境、学習環境又は利用環境を改善するための措置
 - (7) 行為者に対する注意、指導、警告、担当変更、業務からの一時的な除外、契約又は利用の停止若しくは解除等の措置
 - (8) 再発防止策の検討及び実施
 - (9) 必要に応じた外部機関、専門家、関係機関への相談
2. 事実確認を求められた本法人の役職員等は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
 3. 本法人は、相談内容の性質上、迅速な対応が必要と判断した場合、事実確認の完了前であっても、相談者又は被害を受けた者の安全確保及び環境悪化防止のため、連絡経路の変更、担当者の変更、一時的な接触制限その他必要な措置を講じることがある。
 4. 本法人は、利用者、保護者、取引先、外部関係者等によるハラスメントを把握した場合も、可能な範囲で事実関係を確認し、被害を受けた者の環境を保護するために必要な対応を行う。

(プライバシーの保護)

- 第15条 本法人は、相談者、被害を受けた者、行為者、事実確認に協力した者その他関係者の氏名、相談内容、事実確認の内容、個人情報その他プライバシーに関わる情報を、正当な理由なく第三者に開示しない。
2. 相談対応に関わる者は、相談対応により知り得た情報を、相談対応、事実確認、被害を受けた者への配慮、再発防止、法令上必要な対応その他正当な目的以外に使用してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 本法人は、フリーランス、利用者、生徒、保護者、職員、講師、ガイド、ボランティアその他関係者が、次に

掲げる行為を行ったことを理由として、契約の解除、案件の不提供、報酬の減額、不利益な評価、利用停止、受講拒否、連絡の拒否、嫌がらせその他の不利益な取扱いを行わない。

- (1) ハラスメントに関する相談をしたこと
- (2) ハラスメントに関する情報提供をしたこと
- (3) 事実確認に協力したこと
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護と業務の両立に関する配慮の申出をしたこと
- (5) 配慮を受けたこと
- (6) 都道府県労働局その他の外部機関に相談又は申出をしたこと
- (7) 本規程に基づく対応を求めたこと

(行為者への措置)

第17条 本法人は、ハラスメント又はこれに類する行為に該当する事実が確認された場合、行為者に対し、行為の内容、程度、被害の状況、当事者間の関係、反復継続性、故意又は過失の程度、改善可能性、社会的影響等を総合的に考慮し、必要かつ適切な措置を講じる。

2. 行為者が本法人の役職員である場合、就業規則、雇用契約、服務規律その他本法人の定めに基づき、注意、指導、研修、配置変更、懲戒その他必要な措置を講じることがある。
3. 行為者が業務委託先、講師、ガイド、外部協力者その他本法人と雇用関係にない者である場合、業務委託契約、利用規約、覚書その他の合意内容に基づき、注意、指導、業務依頼の停止、契約解除、損害賠償請求その他必要な措置を講じることがある。
4. 行為者が利用者、生徒、保護者、取引先、外部関係者等である場合、本法人は、注意、警告、担当者変更、連絡手段の制限、利用停止、受講停止、参加停止、契約解除、関係機関への相談その他必要な措置を講じることがある。
5. 行為が暴行、脅迫、強要、名誉毀損、侮辱、業務妨害、ストーーカー行為、性的強要その他法令違反に該当するおそれがある場合、本法人は、必要に応じて警察、弁護士、行政機関その他関係機関への相談、通報、法的手続その他必要な対応を行う。

(再発防止)

第18条 本法人は、ハラスメント事案が発生した場合、又は発生した事実が確認できなかった場合であっても環境改善が必要と判断した場合、次に掲げる再発防止策を講じる。

- (1) 本規程及び相談窓口の再周知
- (2) 役職員等に対する注意喚起及び研修
- (3) 契約担当者、講師、ガイド、管理者等への個別指導
- (4) 業務連絡方法、報告方法、授業運営、支援体制、担当者間の関係性の見直し
- (5) 利用者、生徒、保護者、取引先等への説明又は協力依頼
- (6) 業務委託契約書、利用規約、講座受講規約、マニュアル、説明資料等の見直し
- (7) その他、同種事案の再発防止に必要な措置

(研修及び周知)

第19条 本法人は、業務委託に関わる役職員等に対し、フリーランスに対するハラスメント防止に関する周知及び啓発を行う。

2. フリーランスとの契約を担当する者、フリーランスと連携して業務を行う者、講師・ガイド等の業務調整を行う者は、本規程の内容を理解し、特に慎重に行動しなければならない。
3. 本法人は、業務委託契約の締結時又は業務開始時に、フリーランスに対して、本規程の概要、相談窓口、プライバシー保護、不利益取扱いの禁止について周知する。
4. 本法人は、ホームページその他適切な方法により、利用者、生徒、保護者、取引先その他関係者に対しても、本法人が一切のハラスメントを許さないこと、相談窓口を設けていること、被害を受けた者に最大限配慮すること、必要な措置をためらうことなく講じることを周知する。

(改廃)

第20条 本規程の改廃は、代表理事の決定により行う。

附則

第1条 本規程は、令和8年6月 29 日から施行する。